

警 察 署 協 議 会 議 事 錄

協議会名	令和7年第3回宮城県亘理警察署協議会
開催日時	令和7年11月11日（火）午後2時から午後5時まで
開催場所	宮城県亘理警察署 会議室
出席者等	<p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員～佐藤徳美会長、三戸部貞雄副会長、大友秀孝委員及び畠山千恵委員 ・ 欠席委員～成毛政孝委員 <p>2 警察署員</p> <p>署長、次長兼警備課長、警務会計課長、地域課長兼生活安全課長、刑事課長、交通課長、警務会計課課長代理、生活安全課課長代理及び警備課課長代理</p>
議事概要	別紙のとおり
備 考	

	<p>1 報告事項等</p> <p>(1) 管内の治安情勢等について（署長）</p> <p>署長から、令和7年9月末現在における刑法犯認知・検挙状況、特殊詐欺被害状況、交通事故発生状況等の管内の治安情勢について説明がなされた。</p> <p>委員： 詐欺被害のうち、SNS型ロマンス詐欺とされる相手の気持ちにつけ込んだ手口が報告されている。</p> <p>途中で気がつきそうなものであるが、周囲に指摘されるまで自分で気がつくことができない。</p> <p>早めに関係機関に相談できれば被害に遭わないと思うが、いい対策はないものか。</p> <p>署長： 御指摘のとおり、被害者が被害に気づきにくい特性があり、被害者に対して、周囲が「犯罪被害に遭っている」と指摘しても、被害と認識しないで被害に拡大する傾向がある。</p> <p>当署管内でも相談を受理することがあり、その際はあらゆる方法で被害拡大防止に努めたい。</p>
議事概要	<p>(2) 「亘理警察署速度取締り指針」の案について（交通課長）</p> <p>交通課長から、令和7年度下半期における亘理警察署速度取締り指針（案）について説明がなされた。</p> <p>委員： 「物理的デバイス」の設置箇所について、幼稚園や小学校といった生活弱者が利用する施設の近くを優先してもらいたい。</p> <p>ゾーン30プラスの説明の中で、従来の速度30キロ規制に加え、「物理的デバイス」を設置することで、ゾーン30プラスとしての対策になるという説明があったが、「物理的デバイス」の設置主体は公安委員会なのか道路管理者なのか。</p> <p>より実効性を高めるためには、道路管理者と公安委員会がより一層連携する必要があるのではないか。</p> <p>交通課長： 「物理的デバイス」の設置主体は、各道路管理者である。</p> <p>「物理的デバイス」の設置には、警察と自治体に加えて地域住民とも合意形成が必要であるので、関係機関及び関係者には施策の趣旨を深く理解していただき、効果的な対策を進めていきたい。</p>

議事概要	<p>2 協議事項（提言・意見・要望等）</p> <p>各委員から、次の提言等がなされた。</p> <p>(1) 特殊詐欺防止の対策について</p>
	<p>委 員： 連日特殊詐欺被害が報道されており、手口も巧妙で被害額も膨大である。</p> <p>犯人の逮捕は一番望むところであるが被害防止対策の強化が必要と思われる。</p> <p>これまでPR活動をしているが、単にチラシを配布するといった方法よりも、人が人に伝える方法が有効的ではないか。</p> <p>また、子供に対する犯罪被害防止のための「いかのおすし」というキャッチコピーがほぼ100%浸透しているが、特に高齢者を対象とした大人に対するキャッチコピーもあるとより効果があるのではないか。</p> <p>生活安全課長代理： 委員御指摘のとおり、被害は増加している状況にあり検挙、防犯の両面において、より一層の取組が必要と認識している。</p> <p>被害防止のための広報やPRの方法として、当署では、高齢者の方の集会への出前講座、小中学校の生徒を対象とした防犯教室、警察官の巡回連絡による被害防止の助言等、対面での広報を行っている。</p> <p>最近では、国際電話利用休止申込みの支援ブースを亘理・山元両町に臨時開設したり、管内の郵便局において窓口を設置する活動も行っている。</p> <p>今後も、地域住民の方々と直接顔を合わせる機会を大事にし被害防止広報の啓発を行っていきたい。</p> <p>なお、当署独自の取組として、郷土料理である「はらこ飯」をキャッチコピーとして、当署では、「払（はら）わない！子（こ）どもに確認！面（めん）倒（めん）でも相談する！信（しんじ）ない！」の「亘理『はらこめし』運動」を展開している。</p> <p>(2) 事故防止に向けた交差点の規制等について</p> <p>委 員： 交差点における一時停止をきちんと止まらない車両が散見されるので、そのような一時停止をしない車両への対策について伺いたい。</p> <p>亘理町役場北方にある一時停止のある交差点があるが、見通しが良いせいか止まらない車両の割合が多いと感じる。</p> <p>見通しが良く、交通量が多い交差点には、何らかの「物理的デバイス」を設置する等の対策を講じることを提言する。</p> <p>交差点における一時停止の交通規制は、交通事故を防止するための基本であり、警察もパトロールや取締りを強化してもらっているようであるが、それだけでは限界があると思われる。</p>

よって、そのような「物理的デバイス」を設置することで、交通事故の抑止に繋げてはどうか。

交通課長： 「物理的デバイス」の設置は、一時停止を物理的にさせるという点で非常に有効と考えている。

「物理的デバイス」は、道路管理者が設置することとなっているので町の担当部署と情報共有し、交通事故の発生が多い場所を選定して設置に向けて検討していきたい。

(3) 熊対策について

委 員： 熊の被害が各地で発生しているが、管内での目撃情報や被害状況はどのくらいあるのか。

また、「緊急銃猟」が9月1日に始まったが亘理警察署ではどのような対応を考えているのか。

生活安全課長代理： 亘理・山元両町における熊による被害については、これまでのところ把握はない。

本年の当署管内における目撃情報については、9月下旬から今月11月上旬までの間に「亘理町内1件」「山元町内7件」と承知している。

熊が市街地に現れた場合、警察は、避難誘導、警戒活動、交通規制、現場広報等を行うこととなる。

その際町役場において、警察と協働で住民の安全確保のための措置を行いつつ、市街地ということで市町村長を実施主体とする緊急銃猟に向けた準備をすることとなる。

そして、町役場から連絡を受けた猟友会会員が現場配置することになる。

次に緊急銃猟を行う場合であるが、4つの基本要件

- ① 熊・猪が人の日常生活圏へ侵入又はおそれが大きい
- ② 人への危害を防止する措置が緊急に必要
- ③ 銃猟以外の方法では困難
- ④ 地域住民等に弾丸が到達するおそれがない

を満たしている場合に行うことが出来る。

緊急銃猟の要件を満たしておらず、急を要する場合には、警察官が、警察官職務執行法に基づき、駆除者である猟友会会員に猟銃による駆除を命令することを検討する。

今後、亘理町、山元町、猟友会及び亘理警察署の四者実務者協議を通じ、更なる情報の共有や対処能力の向上を図っていく予定である。